

中央省庁の地方移転に関する取組の進捗状況の概要

1. 進捗状況の確認方法について

現在、中央省庁の地方移転に関する取組については「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について（平成 28 年 9 月 1 日まち・ひと・しごと創生本部決定、以下「今後の取組について」）」に基づき具体的な各取組が行われており、まち・ひと・しごと創生本部は、その進捗を適切に点検し着実な実施を図ることとされている。

それを受け、政府関係機関移転に関する有識者懇談会（第 1 回）（平成 29 年 10 月）において、政府関係機関の地方移転に関する取組の進捗状況のフォローアップは、各機関および移転先の地方自治体等から進捗状況の報告を受け、移転による効果等についてフォローアップすることとされ、政府関係機関移転に関する有識者懇談会（第 2 回）（平成 30 年 11 月）より、これを開始したところ。

以下、令和元年 8 月に公表した中央省庁の地方移転に関する進捗状況調査の結果から、以下のとおり概要を報告する。（詳細は、資料（1）-1-2）

2. 中央省庁の地方移転の進捗状況

(1) 文化庁の京都府移転案件について

ア) 移転の取組の方向性（平成 28 年度決定事項）

- ① 今年度実施の ICT 実証実験及び来年度実施する先行移転を通して、遠隔地の部局との連携の方法や課題について検証を行う。
- ② 京都・関西の官民の協力を得て、文化庁の京都移転の具体的メリットを示し、国民の理解を得るため、平成 29 年度に、文化庁の一部の先行移転として、「地域文化創生本部（仮称）」を京都に設置する。国として必要な予算・機構定員を確保しつつ、京都側の連携協力を得て、30 人程度の体制を構築し、食を含む生活文化等の地域の文化芸術資源と産業界・大学等との連携により地方創生や経済活性化を促進する拠点形成事業や、文化財を活かした総合的な観光拠点の形成や、伝統文化・生活文化を活かした広域文化観光の実現にかかるモデル事業、2017 年の東アジア文化都市に指定された京都市の人的交流・文化協力を促進させる事業、政策調査研究機能の充実等を進める。
- ③ ②と並行して、「施策・事業の執行業務及びそれと密接不可分な政策の企画・立案業務」と「政策の企画・立案などで東京で行う必要のある業務」の分離等を検討し、機能強化及び抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法の改正案等を、平成 30 年 1 月からの通常国会を目途に提出する。これにより新たな政策ニーズに対応できる「新・文化庁」の体制の構築を図るとともに、業務に一時の停滞も来さないよう、まず既存の場所で運用し、その上で、最終的には、京都と東京との分離で必要となる組織体制を整備しつつ、円滑に移転を実施する。なお、抜本的な組織改編の検討と並行して、移転場所、移転費用、移転後の経常経費への対応及び文化関係独立行政法人の在り方について、「文化庁の移転の概要について」に基づき、検討を進める。

（「今後の取組について」より抜粋）

イ) 平成 30 年度までの進捗状況

平成 29 年 4 月に、本格移転準備のための「地域文化創生本部」を京都に設置し、同年 7 月には、文化庁移転協議会（第 4 回）において、本格移転における組織体制の大枠（移転先や移転規模）等を決定した。

平成 30 年には、文部科学省設置法を改正し、京都移転を見据えた抜本的組織改編を行い、同年 10 月より新体制が発足した。

令和元年 10 月及び 11 月には、テレビ会議システム等を活用しながら京都・東京の分離組織における業務の試行・改善等を進めつつ機能強化を図ることを目的として、本格移転に伴う課題等の洗い出しをするため、京都（地域文化創生本部）と東京（文化庁本庁）において、シミュレーションを実施した。

また、職員の住環境の確保や家族に対する教育・保育等を含めた福利厚生への適切な配慮等、円滑な移転に向けた準備を着実に進める。

詳細については、議事（2）-2 で報告。

(2) 消費者庁の徳島県移転案件について

ア) 移転の取組の方向性 (平成 28 年度決定事項)

- ① 「消費者行政新未来創造オフィス (仮称)」を平成 29 年度に開設する。
同オフィスは、消費者庁及び (独) 国民生活センターの職員のほか、徳島県及び周辺地域の行政、企業、学術機関等からの人材も含めた多様な人員構成とする。さらに徳島県の協力を得た上で、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施する。また、長官をはじめ消費者庁幹部が定期的に滞在し、同オフィスの成果を消費者行政全体の発展につなげる。平成 29 年度において、同オフィス開設のために必要な機構定員や予算を確保すべく、調整を進める。
- ② (独) 国民生活センターについては、徳島県において、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修を継続するとともに、徳島独自の研修も実施する。また、徳島県周辺も含めた大学、医療機関、研究施設等を活用しつつ、徳島県の協力を得ながら、徳島県を実証フィールドとした、相模原施設では実施できなかった先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する。
- ③ 「消費者行政新未来創造オフィス (仮称)」の取組は、徳島における同オフィスの恒常的な設置、規模の拡大に向けた試行としても位置づけ、3 年後を目途に検証・見直しを行って、結論を得る。検証・見直しは、今後の徳島県を中心とする交通・通信網、消費者行政を支える人的資源とそのネットワーク及び政府内の各府省庁共通のテレビ会議システムなどの整備状況のほか、同オフィスの設置が消費者行政の進化や地方創生にどの程度貢献したかの実績を踏まえて行う。
- ④ 消費者委員会については、消費者庁や (独) 国民生活センターの徳島県での取組につき、消費者行政の進化等の観点から成果を検証し、提言・助言を行う。その際、徳島県にて専門調査会を開催するなど、地方の現場の視点が反映されるような取組を行う。上記 3 年後目途の検証・見直しに当たって、消費者行政の進化等の観点から、意見を述べる。

(「今後の取組について」より抜粋)

イ) 平成 30 年度までの進捗状況

平成 29 年 7 月に「消費者行政新未来創造オフィス」（以下「オフィス」という）を徳島に開設し、政策の分析・研究、実証実験等のプロジェクトを試行し、成果をあげてきた。

令和元年 5 月には、消費者委員会より、オフィスにおける消費者庁及び国民生活センターによる取組は消費者行政の進化に寄与するものである一方で、国民生活センターの取組については見直しが必要である旨の報告書が公表された。

令和元年 6 月には、これらを踏まえ「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、以下のことが記載された。

「「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）」（抜粋）
消費者庁については、〜〜省略〜〜この成果を踏まえた同オフィスの機能の充実と規模の拡大を見据え、消費者行政の発展・創造のためにふさわしい機能と規模を備えた新たな恒常的拠点を 2020 年度に発足させるために必要な調整を進め、消費者行政を進化させるとともに地方創生に貢献していくことを目指す。

令和元年 8 月に、消費者庁は、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」を踏まえ、2020 年度中に徳島県に恒常的拠点として「消費者庁新未来創造戦略本部」を発足させると公表した。

同本部では、新たに審議官級を現地の統括者とし、モデルプロジェクト・政策研究等の実施により、消費者行政を更に進化させるとともに地方創生への貢献も目指していく。

詳細などについては、議事（2）-3 で報告される。

(3) 総務省統計局の和歌山県移転案件について

ア) 移転の取組の方向性 (平成 28 年度決定事項)

- ① 総務省統計局は、和歌山県の協力・受入体制の整備を前提に、和歌山県に「統計データ利活用センター（仮称）」を置き、統計マイクロデータ提供等の業務を平成 30 年度から実施する。平成 29 年度には、先行的な取組として、和歌山県の協力を得て、データサイエンスの普及や人材育成を柱とする産学官が連携した統計データ利活用促進プロジェクトを実施し地方創生の実現に寄与するとともに、高度な情報セキュリティを確保しつつ利便性の高いかたちで統計マイクロデータを提供し利活用できるオンサイト施設の整備に向けた取組を実施する。このため、必要な機構定員や予算を確保すべく、調整を進める。
- ② (独) 統計センターは、上記の具体的な取組について総務省統計局と密接に連携し一体的に行うため、平成 29 年度から必要な予算を確保すべく、調整を進める。
(「今後の取組について」より抜粋)

イ) 平成 30 年度までの進捗状況

平成 30 年 4 月に和歌山県に開設した総務省統計局・独立行政法人統計センター「統計データ利活用センター」により、令和元年度には、主に以下の取組が進められている。

1) 統計マイクロデータの提供

平成 30 年 4 月より、統計マイクロデータ活用の新たな仕組みであるオンサイト施設を運営し、統計マイクロデータ提供の試験運用を開始。令和元年 5 月に改正統計法を施行し、本格運用を開始。

2) データサイエンス・EBPM に資する統計データ利活用推進・支援

和歌山県とデータ利活用の先進事例を創出するための共同研究を実施するとともに、地方公共団体への統計データ利活用支援サイト (Data StaRt) を構築する等、データサイエンス・EBPM に資する統計データ利活用を推進。

3) 統計データ利活用に関する人材育成

EBPM に資する公務員向け研修会、ビジネスパーソンを対象とした統計オープンデータ活用のセミナーの開催等、データサイエンススキルの裾野を広げる取組を展開。

詳細については、議事 (2) -4 で報告。

(4) 特許庁（(独)工業所有権情報・研修館）の大阪府移転案件について
ア) 移転の取組の方向性（平成 28 年度決定事項）

大阪をはじめ近畿地方に所在する中小企業等の知的財産の保護・活用に対する支援の充実を図る。このため、平成 29 年度に、近畿地方の 7 府県に所在する知財総合支援窓口を統括し、専門家による出願や海外展開等に関する指導・助言、ビジネスマッチングの機会の提供、特許庁等の行政機関、弁理士会、よろず支援拠点等へのつなぎ、出張面接審査・テレビ面接審査対応等のサービスの充実など、ワンストップサービス機能を強化する(独)工業所有権情報・研修館の「近畿統括拠点（仮称）」を、大阪市内の交通至便地に設置する。このため、必要な予算を確保すべく、調整を進める。

（「今後の取組について」より抜粋）

イ) 平成 30 年度までの進捗状況

平成 29 年 7 月に大阪に開所した（独）工業所有権情報・研修館 近畿統括本部（INPIT-KANSAI）により、近畿地方に所在する中小企業等の知的財産の保護・活用に対する支援の充実を図っており、平成 30 年度には、主に以下の取組が進められた。

1) 知的財産に関する高度・専門的な支援

知財戦略エキスパート（企業 OB）が、近畿圏の中堅・中小企業等を直接訪問し、海外への事業展開に先駆けた知財対策や情報管理対策、知財戦略の構築・推進に関する取組のサポートを実施。（平成 29 年度：218 件、平成 30 年度：320 件）

2) 高度検索用端末による産業財産権情報の提供

特許庁の審査官が使用する機器とほぼ同等の機能を備えた検索用端末を設置し、情報提供サービスを充実。常駐の検索指導員により、端末の操作方法や検索方法のきめ細かなサポートを実施。（平成 29 年度：569 人、平成 30 年度：866 人）

3) 知財戦略の理解増進のための講座・セミナーの開催

知財戦略エキスパート（企業 OB）が講師となり、地域の支援機関や関係機関と連携し、事業の様々なシーンにおける知財活用と知財リスク低減に関する講座やセミナーを開催。（平成 29 年度：39 回開催、平成 30 年度：45 回開催）

(5) 中小企業庁の大阪府移転案件について

ア) 移転の取組の方向性 (平成 28 年度決定事項)

大阪をはじめ近畿や西日本における中小企業行政の推進に資するよう、近畿経済産業局でのワンストップサービス化等の推進に向け、地域中小企業の実態把握機能を抜本的に強化するための体制を整備する。具体的には、近畿経済産業局の組織改編を行い、平成 29 年度に、地域経済に関する多様な情報を一元的に集約・管理し、中小企業庁に適時・適切に情報を伝達すること等を通じて、中小企業庁における政策の企画・立案の高度化を推進するための新しい組織を設置する。このため、必要な機構定員や予算を確保すべく、調整を進める。

(「今後の取組について」より抜粋)

イ) 平成 30 年度までの進捗状況

平成 29 年 4 月に近畿経済産業局 (大阪府) に中小企業政策調査課を設置し、同課により、平成 30 年度には、主に以下の取組が進められた。

1) 「がんばる企業応援隊」による近畿圏の中小企業等への訪問

平成 29 年度に引き続き、地域中小企業の実態を把握するため、局職員が「がんばる企業応援隊」として中小企業等を訪問する活動を始め、1012 社を訪問。(平成 29 年度 : 1101 社訪問)

2) 「関西企業フロントライン」のとりまとめ・公表

「がんばる企業応援隊」等で実施した、企業ヒアリングをベースに中堅・中小企業実態調査レポート『関西企業フロントライン』をとりまとめ、平成 30 年度に 8 回公表。(平成 29 年度 : 6 回公表)

(6) 観光庁の案件について

ア) 移転の取組の方向性 (平成 28 年度決定事項)

2020 年に訪日外国人旅行者数を 4000 万人とする等の「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた施策の各地方ブロックにおける具体化の取組の推進のため、地域ごとに異なる課題解決や地域における観光行政のワンストップサービス化を推進する。このため、関係省庁の地方支分部局等をメンバーとする「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を新たに設置・運営することとし、平成 28 年内に準備会を発足させ、平成 29 年度当初から運営できるように準備を進めるとともに、その機能を最大限に発揮できるよう、地方運輸局において、そのために必要な体制の充実・強化を図る。

(「今後の取組について」より抜粋)

イ) 平成 30 年度までの進捗状況

観光庁により、平成 30 年度までに、主に以下の取組が進められた。

1) 「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の開催

平成 30 年度までに全国 10 のすべての地方ブロックにおいて関係省庁の支分部局等がメンバーの「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を 3 回開催。各地方ブロックにおいて観光産業の課題等を共有。

2) 各地方運輸局観光部における組織体制の強化

全国の地方運輸局に、観光推進専門の職員を配置。

(7) 気象庁の案件について

ア) 移転の取組の方向性 (平成 28 年度決定事項)

三重県における防災対応、人材の育成、安全知識の普及啓発等の防災に係る取組への支援を強化するため、津地方気象台は、三重県と共同で平成 28 年度に新たに設置する防災施策に関する研究会を通じて、関係者がとるべき防災行動を時系列で整理したタイムラインの策定等を支援する。また、災害時には三重県と協議のうえ県災害対策本部への職員派遣を行う。さらに、みえ防災・減災センターと津地方気象台がそれぞれ取り組んでいる防災を担う人材育成を一体的に実施するとともに、三重県教育委員会が実施する学校における防災教育の取組に対する支援を強化する。

(「今後の取組について」より抜粋)

平成 30 年度までの進捗状況

気象庁により、平成 30 年度までに主に以下の取組等が進められた。

1) 「タイムライン」の策定支援

平成 28 年 12 月に県と共同で「県防災施策に関する研究会」を設置し、「三重県版タイムライン」策定を支援し、平成 30 年度から本運用を開始。

2) 「みえ防災・減災センター」との連携

平成 30 年度より気象台職員がみえ防災・減災センターに駐在開始。また、同センターと共同で、自然災害に関するシンポジウムや、市町防災担当職員研修等を実施。

3) 三重県教育委員会との連携

県教育委員会が実施する防災教育・防災対策に関する研修会等に気象台職員を派遣。

4) 県災害対策本部への職員派遣

平成 28 年 12 月に気象台職員の県災害対策本部への派遣に関する合意書を交わし、平成 29 年から平成 30 年の台風時 (平成 30 年度までに合計 6 回) に連絡調整のための職員を派遣した。

以上